

# 業務運転中に接触事故

## 慢性の病気原因なら労災認定困難

自動車運転中の事故の報道が後を絶つことな  
く、高齢者の運転操作ミ  
スによる痛ましい交通事  
故も多発しています。高  
齢者の事故では、自動車  
メーカーによる技術革新  
も目覚ましいものの、ま  
だまだ一般的に反映され  
るまでには時間がかかり  
そうですし、免許証の返  
納時期を考えなければな  
らないなど、大きな社会  
問題ともいえます。

今回、ある実際の事故  
が身近で起きてしまいま  
したので、健康と運転の  
問題を考えてみます。

先日、お客さまの従業  
員が運転中に意識を失い  
事故を起こしたと連絡が  
ありました。内容を細か  
く書くことは避けま  
すが、医師の診断によ  
ると、もともと慢性の  
病気があったものが起  
因して、今回発生した  
こと。第三者のクルマ  
と接触事故を起こした  
ものの人身事故は免  
れ、すべて物損での事  
故でした。しかし、会  
社も本人も得た代償は  
大きく、まさに健康問  
題が露呈さ

れた事故でした。

事故を起こした本人  
は、幸いにもケガや病  
気の程度は小さく、程  
なく退院しましたが、  
今回の事故は労災であ  
ると主張されました。  
たしかに、運転業務中  
ではあるし、業務管理  
下も確認はされています。  
しかし、慢性の病

気がある場合、労災の  
認定は困難とされてい  
ます。

よくあるケースでは、  
腰痛があげられます。人  
は、普段の生活からも腰  
痛を起こしやすく、それ  
が業務に起因しているか  
という証明をすることは  
なかなか困難で、これ  
でも通院履歴がないこと  
や、明らかな業務起因性  
が明確であれば労災とな  
ることもありましたが、  
まれなケースともいえ

ます。業務中に転倒など  
による原因で負傷した  
ものは突発的なものとし  
て労災と認められる  
ケースが増えています。  
認定されるまでには  
時間がかかることも  
ありますし、長期間調  
査した割には労災と認  
められないことも多く  
あります。メンタルヘル  
スやハラスメント対策  
なども含めて、働き方  
改革に合わせてしっか  
りと休むことも意識し  
なくてはなりません。

腰痛の相談と同様に、  
近年増加傾向にあるもの  
は精神疾患の認定です。  
日々の変化を素早くキャ  
ッチできる体制作りも重  
要です。

## 事業主に安全配慮義務が

### 運転者も自身の体調と相談して運転

話を戻しますと、業務  
運転中の事故について  
は、事業主に安全配慮  
義務が課せられます。さ  
らんと健康診断を受け  
させることは元より、乗  
務前の点呼などで自覚  
症状を確認することも、  
健康管理には記載され  
ています。

健康状態に起因する事  
故の要因として多いの  
は、脳血管疾患が23%  
、心疾患が21%を占め、  
運転者が死亡するケー  
スでは、脳血管疾患、心  
疾患を合わせて全体の8割  
を占めています(国土交通  
省発表資料)。

また、年齢を重ねると  
とで事故の発生頻度も増  
えることも容易に推測  
できます。人員確保が困  
難な中、ドライバーの高  
齢化も進んでいますので、  
健康管理は念には念を入  
れなければならぬ問題  
です。合わせて、事故を  
未然に防ぐには、いつも  
より違う前兆や症状が現  
れたときには乗務させな  
いなどの強い対応をし  
ていくことが求められて  
います。

今回のお客さまの事故  
は、労働基準監督署の判  
断も私傷病に起因するも  
のとして、労災は難しい  
とのことでした。もしこ  
れが、この人にしか運ぶ  
ことができなかった、こ  
の人の技術がなければ誰  
も補うことができなかった  
などのことが証明でき  
れば展開は変わったかも  
しれません。しかし、一  
般の業務であればそこま  
での重要性はないこと  
もあり、証明は困難に  
なるでしょう。

またまだ飲酒運転によ  
る事故も減りませんが、  
自覚症状のないような健  
康上での事故は防ぐこと  
ができます。前日の睡眠  
時間や服薬の程度、飲酒  
の程度、または前日の勤  
務が長時間であったり深  
夜に及んでいたりした場  
合には、一定の勤務間  
隔も設けなければなら  
ないでしょう。企業やド  
ライバーの上司の方も、

今が旬の情報提供を

~第28回~

# 公的保険アドバイザーからの情報特旬便!

(一社)公的保険アドバイザー協会 福島 紀夫



<https://siaa.or.jp/>

# 私傷病のある人の業務中の事故は

## 労災に該当するか?

健康状態に起因する事  
故の要因として多いの  
は、脳血管疾患が23%  
、心疾患が21%を占め、  
運転者が死亡するケー  
スでは、脳血管疾患、心  
疾患を合わせて全体の8割  
を占めています(国土交通  
省発表資料)。

また、年齢を重ねると  
とで事故の発生頻度も増  
えることも容易に推測  
できます。人員確保が困  
難な中、ドライバーの高  
齢化も進んでいますので、  
健康管理は念には念を入  
れなければならぬ問題  
です。合わせて、事故を  
未然に防ぐには、いつも  
より違う前兆や症状が現  
れたときには乗務させな  
いなどの強い対応をし  
ていくことが求められて  
います。

今回のお客さまの事故  
は、労働基準監督署の判  
断も私傷病に起因するも  
のとして、労災は難しい  
とのことでした。もしこ  
れが、この人にしか運ぶ  
ことができなかった、こ  
の人の技術がなければ誰  
も補うことができなかった  
などのことが証明でき  
れば展開は変わったかも  
しれません。しかし、一  
般の業務であればそこま  
での重要性はないこと  
もあり、証明は困難に  
なるでしょう。

またまだ飲酒運転によ  
る事故も減りませんが、  
自覚症状のないような健  
康上での事故は防ぐこと  
ができます。前日の睡眠  
時間や服薬の程度、飲酒  
の程度、または前日の勤  
務が長時間であったり深  
夜に及んでいたりした場  
合には、一定の勤務間  
隔も設けなければなら  
ないでしょう。企業やド  
ライバーの上司の方も、

日々の変化を素早くキャ  
ッチできる体制作りも重  
要です。

労災事故はここ近年減  
少傾向にあり、安全衛生  
の意識が強くなってきて  
いることが要因と思われ  
ますが、交通事故はまだ  
まだ減りません。生命が  
奪われなかっただけでよ  
かったのではないかと  
いう、無責任な言葉だけ  
は解決できなさそう  
な、自分自身の健康状態  
と照らし合わせても考え  
させられる事故でした  
ので、業務上でも業務外  
でも自身の体調とよく  
相談をしてまいりましょ  
う。

■保険業界向けセミナー  
好評開催中!  
・東京 8月6日(火)  
・大阪 9月26日(木)